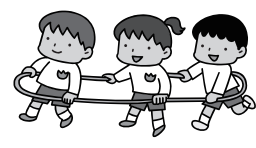


平成24年度 保育園入園見募集

〔市内保育園〕

- 仁比山保育園(市立)
- 西郷保育園(市立)
- ちよだ保育園(市立)
- せふり保育園(市立)
- 神埼双葉園(私立)
- 小桜保育園(私立)
- 神埼保育園(私立)
- ちとせ保育園(私立)



〔認定こども園〕

- 子どもの家保育園(私立)
- ベリーボタン保育園(私立)
- 認定こども園への入園希望の方は、直接左記へお申込みください。
- ◎申込・問い合わせ先
 - ・子どもの家保育園(天立寺幼稚園)
 - (千代田町嘉納597)
 - ☎44-3144
 - ・ベリーボタン保育園(神埼幼稚園)
 - (神埼町田道ヶ里2153-5)
 - ☎53-4500

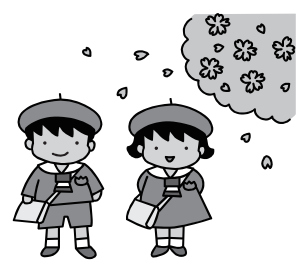
●受付期間 (土、日を除く)

11月1日(火)から
12月22日(木)まで

●入園申込みができる方

保育園へ入園できるのは、「生後6ヶ月から就学前の児童」で、児童の保護者が次のいずれかの事情により保育をできない場合です。

- 「下の子の保育に手が掛かるため」「友達がいないため」「遊ぶ場所がないため」ということなどの理由では入園の対象とはなりません。
- 家庭外労働・・・児童の保護者が外で仕事をしている。(最低勤務時間及び日数が、1日4時間以上かつ月15日以上)
- 家庭内労働・・・児童の保護者が家庭内で児童とはなれて家事以外の仕事をしている。(最低勤務時間及び日数が、1日4時間以上かつ月15日以上)
- 親のいない家庭・・・死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭。



(4) 母親の出産、保護者の病気等・・・

出産の前後(出産月を挟んで前後2ヶ月以内、最大4ヶ月)や保護者が病気、負傷、心身に障害がある。

(5) 病人の看護等・・・

家庭で長期にわたる病人や心身に障害がある人の介護、介助をしている。

(6) 家庭の災害・・・

火災、風水害、地震などの災害の復旧にあたっている。



●申込書配布・提出場所

- ◆新入園児の方
 - 市役所福祉課または各総合支所(千代田・脊振) 市民福祉課窓口まで。
- ◆現在、市内の保育園に在園されている方
 - 来年度も市内の保育園へ継続入園を希望される方は、各保育園まで。
- ◆現在、市外の保育園に通われている方
 - 新入園児と同様市役所、総合支所窓口まで。

●申込に必要な書類

- 入園申込書
(児童1人につき1部)
 - 家庭で保育できないことを証明する書類(就労証明、母子手帳の写し、診断書等)
- ※同居している65才未満の祖父母についても提出が必要です。

◇保育料算定資料について

平成23年分所得税額のわかるもの(平成23年分源泉徴収票、平成23年分確定申告書の控えなど)を後日提出していただくこととなります。

※児童の両親及び児童を税の扶養あるいは健康保険の扶養家族としている親族の方の書類が必要です。

●入園選考について

入園希望者が多数の場合は、申込書と面接により保育に欠ける状況を総合的に判断し、優先順位の高い方から入園を決定します。

◎申込・問い合わせ先

- 神埼市役所福祉課
☎37-0110
- 千代田総合支所 市民福祉課
☎44-2167
- 脊振総合支所 市民福祉課
☎59-2111

有料広告

有料広告

きっずらんど

未就園児お遊び会

日時: 11月5日(土)
AM9:30~11:30

ぜひあそびにきてください。

学校法人 神埼幼稚園 光生学園 ベリーボタン保育園

動きやすい服装でご参加ください!

神埼町田道ヶ里 2153-5 TEL 53-4500

詳しくは <http://kanzaki.youchien.to/> をご覧ください。

10月から子ども手当が変わります

～早めの申請手続きをお願いします！～

子ども手当特別措置法成立に伴い、これまで子ども手当を受給していた方も含め、新たに申請をしていただく必要があります。受給期間内に申請がなければ10月以降の子ども手当を受給することができません。

これまで受給していた方には10月初旬にご案内の通知をお送りしていますので、期限内に必ず手続きをお願いします。

また、今回の法改正によりこれまで受給できなかった方が受給できるようになる場合や、逆に受給者であった方が受給できなくなる場合がありますので、お知らせします。



■新たに受給者となる方■

●離婚協議中で配偶者と別居している場合

この場合は、これまで子ども手当の受給者でなかった方も、お子様と同居していれば10月以降受給者となることができます。ご自分が該当すると思われる方は、必ず11月30日（水）までに担当課までご相談ください。

●父母は海外在住で、お子様は国内に居住している場合

この場合は、国内に居住するお子様と同居する方（例えば祖父母等）が、10月以降子ども手当の受給者となることができます。ただし、海外に居住する父母から「父母指定者」として指定を受ける必要があります。ご自分が該当すると思われる方は、必ず平成24年2月29日（水）までに担当課までご相談ください。

<注意点>

新たに受給者となられる方は、これまで子ども手当を受給されていなかったため担当課で把握ができず、案内通知も送付できていません。ご自分が該当すると思われる方は、担当課までお申し出ください。

■10月以降子ども手当の受給者でなくなる方■

●子どもが児童福祉施設等に入所している場合

10月以降の子ども手当は、お子様が入所している児童福祉施設等の施設長等が受給者となります。そのため、これまで受給していた父母は受給することができなくなりますので、申請手続きの必要はありません。

◎問い合わせ先

神崎市役所 福祉課

☎37-0110

千代田総合支所 市民福祉課

☎44-2167

脊振総合支所 市民福祉課

☎59-2111

「市民活動を支援します」

「まちづくり」市民活動支援事業「第3次募集」

この事業は、市民の主体的な参画によるまちづくりを推進するため、市民の自主的かつ公益性のある活動を行う団体に対して補助金を交付し、支援していくものです。

※追加募集にあたっては要件がありますので、ご留意ください。



●追加募集について

・募集要件 12月5日（月）以降の事業開始で、翌年3月末までに事業が終了するもの

・募集件数 5件程度
（ただし予算内）

・募集期限 11月30日（水）まで

※市ホームページから申請書などをダウンロードすることができます。

◎申込・問い合わせ先

神崎市役所 市長公室

☎37-0102

「夕暮れ時の早めのライト点灯運動」実施中

秋から年末にかけて日没が早くなります。夕暮れ時と子どもの下校時刻や退社、買い物等によるラッシュアワーが重なることから、交通の危険が高まります。ドライバーは、早めのライト点灯をお勧めします。

ドライバーは、歩行者や他車を早く発見し、歩行者や自転車は、自動車の接近を早く認識することができず、お互いの注意喚起を促すことで、交通事故防止を図りましょう。

◆点灯時間

午後5時から



◆運動期間

12月31日（土）まで

◎問い合わせ先

神崎市役所 総務課

☎37-0100

あなたも農業を始めませんか!

11月は『新規就農推進強化月間』です

11月を『新規就農推進強化月間』とし、県内各地で相談会や研修会を開催します。

農業を本格的に始めよう考えている方ももちろん、農業に興味のある方の相談をお待ちしています。



■神埼市内の相談会

◇アグリチャレンジ相談会（※事前申込が必要です）

●とき 11月10日（木）9:00～12:00

●ところ J Aさが神埼地区中央支所

●対象者 神崎市・吉野ヶ里町で農業を始めたい方

◎申込・問い合わせ先

J Aさが神埼地区中央支所 園芸課 ☎53-3767

■佐賀県内の相談会

◇就農相談会 in 『農』と『食』のふれあい祭り

●とき 11月12日（土）9:00～16:00

●ところ 佐賀県農業試験研究センター（佐賀市川副町南里）

◎申込・問い合わせ先

佐賀県農産課普及女性担当 ☎25-7118

(財)佐賀県青年農業者育成センター ☎25-7106

◇「さが新規就農希望者養成講座」（※事前申込が必要です）

●とき 11月21日（月）～25日（金）【23日（水）は休み】

●ところ 佐賀県農業大学校（佐賀市川副町南里）および現地

●内容 農業の基礎講座、農作業体験、農家訪問等

●定員 10人（参加無料）

◎申込・問い合わせ先 佐賀県農業大学校 ☎45-2144

※詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

○佐賀県 <http://www.pref.saga.lg.jp/>

○(財)佐賀県青年農業者育成センター <http://www1.ocn.ne.jp/~saga-ic/>

農業者年金に加入しませんか

加入要件

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。

特徴

- ① 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。
- ② 終身年金で80歳までの保証付きです。
- ③ 保険料の全額社会保険料控除など税制面の優遇措置があります。
- ④ 保険料の額は自由に決められます。
- ⑤ 認定農業者など意欲ある担い手には保険料の国庫補助があります。

※詳細については、お問い合わせください。

◎問い合わせ先

神崎市農業委員会事務局

☎37-0108

農業生産資材廃棄物を回収します

日時	回収場所および対象地区 (J Aの各支所管内)
11月9日（水） 9:00～15:00	千代田低温倉庫（境野・城田・千歳）
11月10日（木） 9:00～15:00	みかん選果場（神埼町志波屋） （神埼・仁比山・西郷・脊振）

※みかん選果場は敷地が狭いため計量のみを行い、荷降ろしは他の場所で行います。

●回収対象となるもの（※対象以外の物は回収しません）
農業用塩化ビニルフィルム（農ビ）、農業用ポリオレフィンフィルム（農PO）、マルチ、灌水チューブ、ポット、肥料袋、田植箱、あぜ波、塩ビパイプ、ハウスバンド

●処理経費見込 個人負担 25円/kg（税込）

●徹底事項

- ・肥料袋、トレー類、苗箱、あぜ波等は必ず結束する。
- ・ブルーシート等の金ハトメは必ずはずす。
- ・ローリータンクはバルブをはずし、4つ以上に切断し結束する。
- ・塩ビパイプは2m以内に切って結束する。

◎問い合わせ先

J Aさが神埼資材センター 農業資材課 ☎52-7250

義援金付きプレミアム商品券発売中！

県内の消費喚起と被災地支援を目的に、県内の市町で商品券が発売されていますが、神崎市では、10月29日に「義援金付きプレミアム商品券」を発売しました。

1セット額面11,000円を10,100円で購入いただき、そのうちの100円を義援金としていただきます。また、参加店舗が商工会等で換金する際に1%（＝約100円相当）を義援金として拠出いただくものです。集まった義援金で、気仙沼の子どもたちにピアノを贈ります。

お得な商品券を、ぜひ、この機会にお買い求めください。



■販売価格：1セット10,100円（うち100円は義援金）

■額面価格：11,000円 1セット11,000円（500円券×22枚）利用可能

■販売セット数：20,000セット ※お一人様30セットまで

■販売所：神崎市商工会および登録事業所

■使用期間：平成24年1月31日（火）まで

※詳しくは、お問い合わせください。

商品券1セット（11,000円）のうち県内共通券4,000円（500円×8枚）が含まれています。

◎問い合わせ先 神崎市商工会 ☎52-7131 神崎市役所 商工観光課 ☎37-0107

住宅リフォームに助成します

住宅の質の向上及び地域経済の活性化を図るため、佐賀県住宅リフォーム緊急助成事業（県事業）に市内事業者による施工の場合は、市独自の助成を加えて、工事費用の一部を助成します。補助金の交付は1住宅につき1回限りです。

工事着工前の申請のみ補助金の交付対象となりますので、すでに工事が完了している場合、または工事が着工されている場合は、補助金の交付対象となりません。

対象工事

佐賀県内に住所を有する個人事業者または県内に本店を有する法人事業者と工事請負契約を締結して行う工事で、次に掲げるすべてを満たす工事が補助対象になります。

- (1)補助対象住宅のリフォームに要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む）が50万円以上であること
- (2)交付決定を受けた年度内の3月10日までに、事業の実績報告が可能である工事であること

補助金の額

補助金は住宅1戸につき、1回に限りの交付で、千円未満は切り捨てとなります。

(1)基本助成（限度額20万円）

補助対象工事費（50万円以上）の15%を基本助成として交付します。

(2)加算助成（限度額20万円）

工事の内容が、耐震改修、エコ、UD化、県産木材利用、三世帯同居に該当する場合は、項目ごとに定める額の合計を加算します。

(3)市独自助成（限度額10万円）

市内事業者と工事請負契約を締結する場合は、補助対象工事費の7.5%を市独自助成として基本助成に上乘せして交付します。

※市独自助成には、太陽光発電設備設置費用も含むことができます。

補助金交付までの流れ

- (1)市へ補助金交付申請書を提出（代理でも可）
※事前審査で受付印が押されたものを建設課に提出してください。申請書は先着順に受け付けます。受付は、予算の範囲内での取り扱いとなります。
- (2)補助金の交付決定通知（申請受付後1週間程度）
- (3)リフォーム工事着工（決定通知後に契約、着手）
☆交付決定通知書が届いた後、工事の変更等がある場合は、変更申請書の提出をしてください。
- (4)リフォーム工事完了（佐賀県建設労働組合連合会に工事確認依頼→確認書交付）
- (5)市へ完了実績報告書を提出
- (6)額の確定通知・補助金交付

●神崎市での事前審査、相談窓口

県から派遣された相談員による書類の事前審査や対面での相談ができます。

◆とき（月曜日）午前9時から11時半まで
（木曜日）午後1時半から4時まで
※祝日を除く

◆ところ 神崎市役所 2階 西側通路
（建設課前）

※詳しくは、神崎市のホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先

県住宅リフォーム緊急助成事業コールセンター

☎25-7180

神崎市役所 商工観光課 ☎37-0107

建設課 ☎37-0103